

令和6年度ネパール国防災・廃棄物管理研修員受入業務 企画提案選定要領

1 事業の目的

海外からの活力取り込みにあたり、県内在留外国人の増加が顕著なネパール国から研修員を受け入れ、本県の技術力や先進性、魅力等を体験し、研修員を通してそれらを本国に伝えることで、ネパール国の課題解決に貢献するとともに、本県の知名度やプレゼンスの向上につなげることを目的とする。

2 事業名

令和6年度ネパール国防災・廃棄物管理研修員受入業務

3 事業期間

契約日から令和7年3月21日（金）まで

4 契約限度額

2,000,000円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

5 業務内容

別添、「令和6年度ネパール国防災・廃棄物管理研修員受入業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。ただし、仕様書の内容は、予算の範囲内で必要に応じ変更することができるものとする。

6 実施方法

(1) スケジュール（予定）

項目	日程
質問受付期間	令和6年12月11日（水）～12月16日（月）11時必着
質問に対する回答	令和6年12月17日（火）
選定委員会参加届等提出期限	令和6年12月19日（木）11時必着
企画提案書の提出	令和6年12月26日（木）11時必着
委託事業者選定委員会	令和7年1月7日（火）
選定結果の通知	令和7年1月8日（水）

(2) 委託業者選定要領等の配布

ア 配布期間：令和6年12月11日（水）～12月18日（水）11時まで

イ 配布場所：静岡県ホームページ上：海外との交流

(3) 質問の受付及び回答

質問は、別添「質問用紙」により、Eメールにて受け付ける。なお、Eメール送信後、確認のため当課宛てに電話すること。

ア 受付期間：令和6年12月11日（水）～12月16日（月）11時必着

イ 送付先：（Eメール）kokusai@pref.shizuoka.lg.jp

（電話番号）054-221-3325

ウ 回答方法：令和6年12月17日（火）にEメールにて回答する。

(4) 参加届等の提出

ア 提出書類：企画提案を希望する事業者は、以下の書類を提出すること。

- ・令和6年度ネパール国防災・廃棄物管理研修員受入業務 委託事業者選定委員会参加届
- ・令和6年度ネパール国防災・廃棄物管理研修員受入業務 企画提案応募に係る誓約書の写し（原本は、(5) 企画提案書の提出時に提出すること）

イ 提出期限：令和6年12月19日（木）11時必着

ウ 提出先：Eメールにて、静岡県地域外交局地域外交課 (kokusai@pref.shizuoka.lg.jp)宛て送付する。なお、Eメール送信後、当課宛てに電話で着信確認を行うこと。

(5) 企画提案書

別添「令和6年度ネパール国防災・廃棄物管理研修員受入業務 企画提案書作成要領」に従って作成する。

ア 受付期限：令和6年12月26日（木）11時必着

イ 提出先：静岡県地域外交局地域外交課（静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁東館3階）

ウ 提出方法：郵送又は持参

エ 提出部数：5部

オ 到着確認：受付期間中に企画提案書が郵送された場合、受理をEメールにて通知する。

※ 企画提案は、1者1提案とする。

※ 郵送の場合、書留など発送・配達の確認できる方法によること。

※ 受付期間中に全ての書類の提出がない場合、失格となる場合があるので注意すること。

※ 企画提案提出後の修正は認めない。

(6) 企画提案に要する費用

企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

7 選定

(1) 選定方法

静岡県職員で構成する「令和6年度ネパール国防災・廃棄物管理研修員受入業務 委託事業者選定委員会」が、提出された企画提案書とプレゼンテーションの内容を総合的に評価する。

（実施概要）

実施予定日：令和7年1月7日（火）

方 法：オンライン会議システム「ZOOM」

実施内容：1者あたり20分程度（説明10分程度、質疑応答10分程度）

※時間やZoomミーティングID等は、企画提案各社に別途、通知する。

※説明者等は2名以内とする。

※提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

※指定の開始時間5分前にはZOOMの入室準備をすること。開始時間に遅れた場合は、審査対象としないことがある。

(2) 選定結果

選定結果に基づき、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

選定結果は、令和7年1月8日（水）に、全ての参加者に、Eメールで通知する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約するものではなく、選定後、候補者と静岡県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続きを行うものとする。

(3) 選定項目及び評価内容

提案内容について、下記の項目に基づき数値（得点）で評価し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。なお、選定会において必要と認める審査項目を変更する場合がある。

審査項目		審査基準
1	実施体制	・業務目的を理解し、研修事業を円滑に遂行するための組織、人員、管理能力を有しているか。
2	緊急対応	・研修員の来日期间中に不測の事態が起きた場合、対応できる能力を有しているか。
3	宿泊施設	・研修員が充実した研修を送れるような宿泊施設か。 ・仕様書記載の条件を満たしているか。 ・食事確保の支援体制は十分か。
4	通訳兼ガイド者手配	・県の推薦した通訳者への支払い、各種手配ができるか。 ・仕様書記載の条件を満たしているか。
5	県内視察	・本県の魅力が伝わる視察先か。
6	県外視察	・日本の魅力が伝わる視察先か。

8 その他

(1) 提出された書類の取扱い

提出された書類は、返却しない。また、必要に応じて複写することがある（県庁内及び令和6年度ネパール国防災・廃棄物管理研修員受入業務 委託事業者選定委員会の使用に限る。）。

(2) 失格

次の各号のいずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

イ 審査を行う県職員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められた場合

ウ その他、県と委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合